

その他関係事項について

3 実習受入に関する特定事業所加算について

資料 P12～14

特定事業所加算 I・II・III (A) の要件の一つに追加

・法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること
(平成二十八年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）

（1）趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

（2）基本的取扱方針

特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（A）の対象となる事業所については、

- 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となる。
- 本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、（1）に掲げる趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

加算算定等における注意点

資料 P14

- 特定事業所加算に係る介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録は、決定通知書をもって、変更の申請がない限り永年有効です。
- 特定事業所加算の要件の内、「法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。」に係る届け出の際は、山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録決定通知書等の提出を行ってください。（山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書では特定事業所加算の申請は行えません。）

参考 令和3年度介護報酬改定より 特定事業所加算について

算定要件等

算定要件	特定事業所加算 (I)	特定事業所加算 (II)	特定事業所加算 (III)	特定事業所加算 A)
	505単位	407単位	309単位	100単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名以上 非常勤1名以上 (非常勤は他事業所との兼務可)
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること	○	○	○	○
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満)であること	○	○	○	○
(11) 介護支援専門員業務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員業務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○	○	○	○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

【特定事業所医療介護連携加算】(現行の特定事業所加算(Ⅳ)と同じ)

特定事業所医療介護連携加算 125単位
① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上
② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定
③ 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定していること

厚生労働省HPより

4 主任介護支援専門員更新研修に係る要件について

資料 P 15

(1) 主任介護支援専門員更新研修対象者

次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画・講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

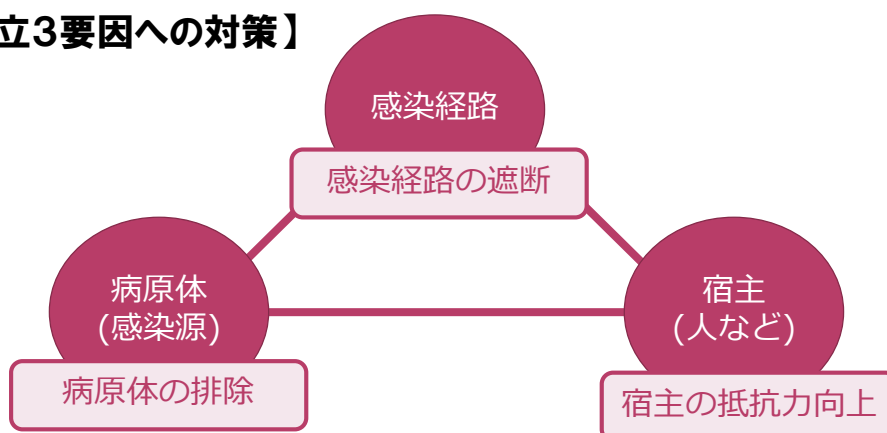
実習における感染症対策

感染症対策の原則

○感染成立の3要因への対策

○病原体を持ち込まない・持ち出さない・拡げない

【感染成立3要因への対策】



介護現場における感染症対策のきほん

- 病原体を持ち込まない
- 病原体を持ち出さない
- 病原体を拡げない

感染経路の遮断においては、以下の点に留意しましょう。

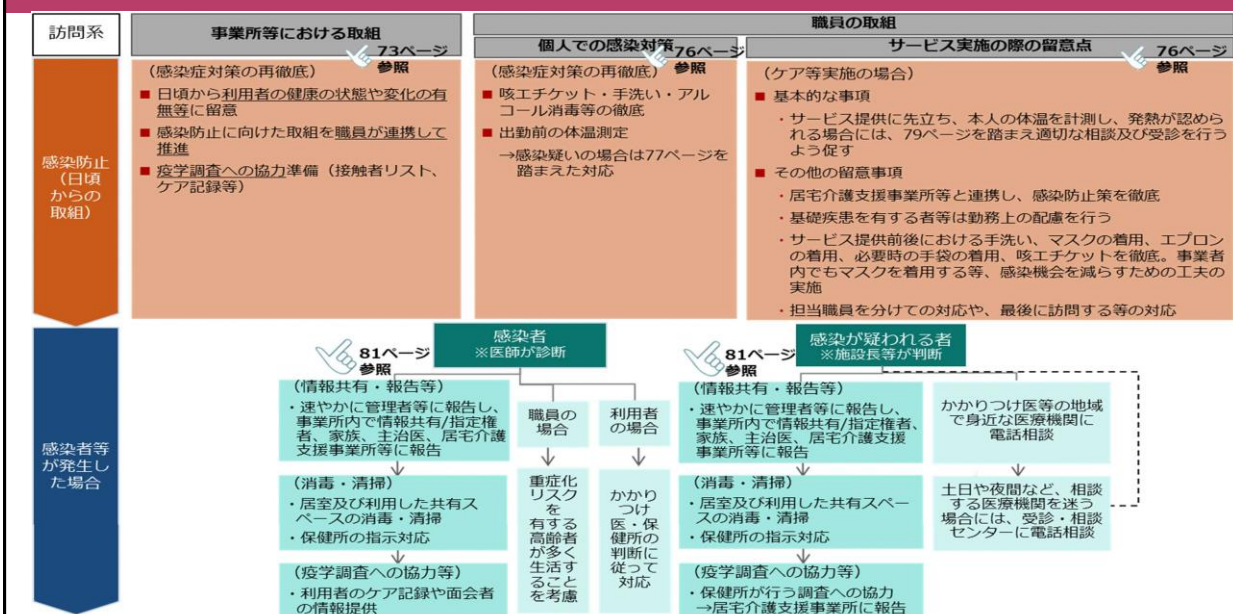
- 訪問に行く前、および訪問から戻ったら、手洗い。

手洗いは感染対策のきほんです！

30秒流水で手を洗うと、手のウイルスは1万分の1まで減ります！
手が洗えない時は、消毒液を活用しましょう。

- 訪問に行く前、および訪問から戻ったら、うがい。
- 咳やくしゃみをしている時はマスクを着用。
- 出勤前の体温測定。
- 日頃から、利用者の健康状態や変化に留意。

通所系介護現場における感染症対策について



厚生労働省老健局令和5年9月『介護現場における感染症対策の手引き第3版』より抜粋

訪問時注意すべき主な感染症

- 利用者及び従事者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
- 集団感染を起こす可能性がある感染症

- インフルエンザ
- 新型コロナウイルス
- 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等）
- 腸管出血性大腸菌（O-157等）
- 疥癬
- 結核 等

感染症対策に配慮した実習について

- 実習協力者に対する対面での接触が困難な場合には、訪問や面接は行わず、記録を見せたり実習指導者から情報提供をしたりすることにより、ケアマネジメントの展開を行うことを可能とします。
- サービス担当者会議やモニタリングを対面によらない形（オンラインや電話等）で見学することも可能とします。
- やむを得ない場合は、実習指導者と実習生が直接対面によらない形（オンラインや電話等）での指導も可能とします。
- その際は、メールや郵送等も活用し、模擬ケアプラン作成等に係る助言、指導を行ってください。個人情報の取扱いに十分ご注意ください。
- 実習指導者は、実習生が実際に面接や訪問などが体験できなくても、ケアマネジメントプロセスの一連の流れを事例に基づいて実践し、また多様な高齢者の生活の様子を知るという実習の目的が達せられるよう、必要な情報を提供し指導を行ってください。

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した実習 R3年度の各事業所の取組（実習全般）

- 訪問等は感染対策（マスク、換気等）実施した上で**短時間にて終わられるようにした。**
- 実習協力者宅に出向いて対応することが出来なかったため、**オンライン等で本人の状態像を伝えた。**

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した実習 R3年度の各事業所の取組（アセスメント）

- コロナで訪問は遠慮してほしいとの申し出があり、カルテや口頭での情報提供を行い、**不足分を電話で利用者からなどの方法で情報収集、アセスメントを行ってもらった。**
- 実習生の勤務先でコロナ患者が発生したため、フェイスシート、アセスメントシート、ケアプラン作成に関して、何度も電話でやり取りしながら作成。振り返りは電話で行った。
- 事前にアセスメント等の説明を行い、聞き取りしたい部分を事前に準備して頂きスムーズに実習を行うことができた。

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した実習 R3年度の各事業所の取組（実習協力者の選定）

- 受け入れ先で協力を得る際に、今まで以上に、説明を重ねて同意を得た。説明することで、利用者さまや、ご家族に気持ちよく対応していただけて、より良い実習となった。
- 実習協力者の選定を終えていたが、感染症の発生により、協力者の選定をし直した。
- 訪問前に協力者及びご家族に**感染予防の徹底**や訪問滞在時間の厳守を協議した。
- 実習協力者となる方への事前訪問同意について、実習生の勤務先のコロナ対応の内容について説明の上、同意していただいた。

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した実習 R3年度の各事業所の取組（インテーク）

- 照会元からの情報提供書類をもとに初回訪問方法などについて指導をおこなった。
- 実習協力者宅への訪問はできなかったが、事業所内で**模擬でインテークの場面を再現し観てもらった。**

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した実習 R3年度の各事業所の取組（モニタリング）

- モニタリングが、コロナの影響で断られた為、**事例を通しての検討会に変更した。**
- モニタリングの見学は、**ケアプラン作成時のアセスメント後に行うことで利用者本人の負担などの軽減を図った。**同時に見学の指導ができるように調整することでケアマネ自身の業務負担も軽減できると考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した実習 R3年度の各事業所の取組（サービス担当者会議）

- サービス提供事業所でコロナ陽性者が出てしまい、照会での処理となった。そのため、担当者会議の流れなどについて、開催資料をもとに進行方法や留意点・目的などについて指導をおこなった。
- 担当者会議等大人数が集まるような場面では自事業所の併設の事業所の参加が出来る利用者を選定し、事業所は1名の参加にし、実習の見学の場面とした。
- 事業所内のケアマネの協力を得、**模擬サービス担当者会議を開催し見学してもらった。**

感想・意見（抜粋）

- 感染対策としてオンラインの活用は大変有効と思われる。
- 訪問時間の制限があったが、その分事務所内での時間を十分持てたことから丁寧な説明ができた。また実習生の理解度を確認しながら進めることができた。
- 事前説明や訪問後のフィードバック（振り返り）の時間を長めに取ることで、実習生の意向やどこまで理解できたか、どんな気づきが得られたかを確認することができたように感じる。
- 事業所内で模擬体験してもらうことで目標達成の効果は少なからずあったと思う。

参考

◇山形県ホームページ

○実務研修実習受入協力事業所登録について（要綱、ガイドライン、指導者実習指導チェックリスト）
<https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/jigyosha/kyouryokujigyousyo.html>

◇厚生労働省ホームページ

○介護支援専門員実務研修ガイドライン（平成28年11月）（全346ページ）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/2016.11JITSUMUKENSHUGAIDORAIN_3.pdf

○課題総括整理表 評価表活用の手引き（平成26年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000114689.pdf>

○居宅サービス計画書標準様式及び記載要領（R3～新様式）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764680.pdf>